

令和 2 年 9 月 11 日

共同利用採択者 各位

共同利用掛

所属の線量計持参の確認について

標記のことにつきまして、従前より、当所予防規程実施細則の定め（第 19 条第 2 項）に基づき、共同利用者は所属の個人線量計を持参することとなっております。

令和 2 年 9 月 7 日より、保健物理室で当所の線量計を貸し出す際に、所属の個人線量計の所持を確認することにいたします。所属の個人線量計をお持ちいただけない場合は、共同利用をお断りする場合がございますので、ご注意願います。

なお、所属先の都合上、個人線量計を持ち出せない場合は事前に当所 RI 管理室（rim@rri.kyoto-u.ac.jp）へ相談願います。

事前に RI 管理室にご相談なく所属事業所の線量計を持参されなかった方（線量計を忘れた方を含む）は、管理区域に入ることができませんので、ご了承ください。